

市民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、市民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「市民税均等割が非課税」
の世帯の場合

令和3年1月以降の収入が減少し
「市民税非課税相当」の収入となった
世帯(**家計急変世帯**)の場合

市役所から令和4年2月14日ごろ確認書を発送予定です（**返信が必要です**）。

※申請期限は市役所が確認書を発送した日から3か月以内となります。
※一部申請が必要な場合があります。
※税の申告が必要な場合があります。
令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月14日（月）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

※税の申告が必要な場合があります。

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和3年度市民税（均等割）が非課税の世帯の場合

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市役所から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認後、市役所 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室（社会福祉課）に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された内容および給付金振り込み口座名義・番号等に誤りがないか
- ②市民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、市役所で**新たに申請手続きが必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に、[市役所 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室（社会福祉課）]あて、直接または郵送でご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が市民税非課税相当(*)となった世帯（家計急変世帯）の場合

(*)市民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。
(例) 市民税非課税となる年間給与収入の目安： 単身の場合（93万円以下）
2人の場合（137万8千円以下）

- 給付金を受け取るには、市役所で**申請手続きが必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに、[市役所 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室（社会福祉課）]あて、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書、添付書類等の確認のため、申請者に連絡することがあります。
- 添付書類は、①運転免許証等の申請者本人確認書類の写し、②住民票謄本等の申請世帯の状況を確認できる書類の写し、③通帳等の申請者受取口座を確認できる書類の写し、④世帯全員分の令和3年度分の源泉徴収票、確定申告書、給料明細書等の収入状況を確認できる書類の写し

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

常陸大宮市役所 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対策室

0295-55-9300

受付時間 平日9:00~17:00

(令和4年2月1日からの対応となります)